

岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部を改正する条例の概要

第 1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う。

第 2 改正の内容

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 6 号）第 3 条の規定による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理を行う（同法第 2 条第 8 項、第 1 0 項、第 1 2 項及び第 1 4 項が 1 項ずつ繰下げ）。

第 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

岩見沢市条例第 4 号

岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 8 項」を「第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 12 項」を「第 13 項」に改め、同条第 4 号中「第 14 項」を「第 15 項」に改め、同条第 5 号中「第 10 項」を「第 11 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。